

練馬区障害者企業実習奨励金支給申請書兼請求書

練馬区長 殿

練馬区障害者企業実習奨励金の支給を申請し、支給決定後に支給確定額を請求します。

なお、練馬区障害者企業実習奨励金支給要綱第2条に規定する支給対象者であることに相違ありません。

申請日	令和 年 月 日	
申請者兼 請求者	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒 ー
	生年月日	昭和・平成 年 月 日
実習先	名称	
	住所	〒 ー
実習期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
実習日数	<u>        </u> 日間（内、1日の実習時間が3時間以上の日数： <u>        </u> 日間 1日の実習時間が3時間に満たない日数： <u>        </u> 日間）	
金額	<u>        </u> 円（内訳） 1,000円 × <u>        </u> 日 = <u>        </u> 円 500円 × <u>        </u> 日 = <u>        </u> 円	
所属施設・ 団体等	名称	
	住所	〒 ー
	電話	
	施設長名	

（注意事項）

- 1 申請兼請求は、実習終了の翌日から起算して1年以内に行ってください。申請が遅れた場合、原則として奨励金はさかのぼって支給されません。
- 2 訓練手当等を支給されている場合は、支給額を証明する書類を添付してください。